#### 中央会からのお知らせ

# 動く!つなぐ!結ぶ!

#### 兵庫県中小企業団体中央会 第66回通常総会開催について

第66回通常総会につきましては、本来ならば会員の皆様にご出席を賜り、 提出議案に関してお諮りしなければならないところでございますが、新型コロナウイルスの感染拡大の防止を図るため、6月22日当日は会員の皆様の安全・安心を考慮し、出席者を最小限にとどめて神戸ポートピアホテルにおいて開催させていただきます。会員の皆様におかれましては、本会定款第23条にそって書面での議決権行使にご協力いただきますようお願い申し上げます。

#### 《議事》

第1号議案 令和2年度事業報告について 第2号議案 令和2年度決算報告について 第3号議案 令和3年度事業計画について 第4号議案 令和3年度収支予算について 第5号議案 令和3年度会費の賦課金額及び

その徴収方法について 第6号議案 令和3年度役員報酬について 第7号議案 令和3年度借入金最高限度額に ついて

第8号議案 役員の補充選挙について

# 令和3年春の叙勲

# 旭日双光章 一般社団法人日本タンナーズ協会 元会長 喜田 邦男

神崎電装品事業協同組合理事宮内康友

	Park the second second				
	産業振興功労	兵庫県電機商業組合	副理事長	楠本	雅朗
Ž		小野金物卸商業協同組合	前理事長	田中	信裕
<b>&gt;</b>		丹波立杭陶磁器協同組合	理事長	市野	秀之
今		淡路瓦工業組合	元副理事長	亀井	二郎
和和		兵庫県鞄工業組合	元理事長	木和日	日智成
		公益社団法人兵庫工業会	副会長	神門	登
3		協同組合尼崎工業会	副理事長	田中	則彰
年		スイコー株式会社	代表取締役会長	横山	隆人
	労働・技能功労	兵庫県経営者協会	会長	三原	修二
兵	THE LOCK	兵庫県自動車車体整備協同組合	理事長	中島	浩
庫	農林水産功労	兵庫県木材業協同組合連合会	理事	菅長	一郎
県	食品流通功労	神戸中央青果卸売協同組合	副理事長	石田	稔貴
功		兵庫県調理食品協同組合	理事	宇治	英俊
光		神戸生鮮食品商業協同組合	理事	福田	武成
労者		兵庫県珍味商工協同組合	理事	古澤	宏一
有		神戸市東部水産物卸売協同組合	理事	森	規充
4	環境功労	神戸市生活環境事業協同組合	理事長	藤定	孝光
2	土木建設功労	兵庫県管工事業協同組合連合会	理事	直田	眞秀
ر پروژوری	まちづくり功労	兵庫県瓦工事業協同組合	前理事長	神谷	泰光

~ご受章おめでとうございます~

(敬称略・順不同)

# 中小企業のための 地震・津波の補償「地震特約」

ひょうご共済の火災共済に特約としてご加入いただける制度です。

ひょうご共済 地震特約

検索 🖟

"ひょうご"の中小企業を補償でサポート!



月刊**中央会** オー 動く つなぐ 結ぶ 組合・中小企業を

サポート

月 刊

中央会

(才 一) 层现的变金

2021/June 第761号

令和3年6月5日号(毎月1回5日発行)

組合・中小企業を応援します!



# 特集 令和2年度 連携組織活路開拓調査・実現化事業(成果報告) ~中央会支援事業で取り組んだ内容を紹介します~ (VOL.2)

#### ■中央会事業

- ◇プレスリリースセミナーを開催しました!
- ◇「第5回新商品・新サービス合同記者発表会」のご案内
- ◇兵庫県中小企業青年中央会(Hyogo-UBA)が令和3年度 通常総会を開催しました
- ◇クラウドファンディングを成功させるためのセミナーを開催しました!

#### ■情報レポート

県内中小企業は景気回復の傾向にあるが、感染症流行の 再拡大が重しとなり、先行きが不透明な状況が続いている

#### ■コラム

一中小企業のための法務レポートー 定時株主総会を開催しましょう! 弁護士法人神戸シティ法律事務所 弁護士 高橋 弘毅

#### ■お知らせ

- ◇組合の押印を求める行政手続等の一部が見直されま した
- ◇バーチャルオンリー型組合総会/理事会の開催が可能になりました

#### ■中央会からのお知らせ

- ◇兵庫県中小企業団体中央会第66回通常総会開催に ついて
- ◇令和3年春の叙勲受章者
- ◇令和3年兵庫県功労者



特

# 令和2年度 連携組織活路開拓調査・実現化事業 成果報告

#### ~中央会支援事業で取り組んだ内容を紹介します~〈VOL.2〉

**■きっかけ ②**取組内容・特徴(成果) **②**支援の結果や今後についてのポイント

#### テーマ 播州そろばんの製販協調体制の確立と「そろばん工房館」の設置

#### ■ 播州そろばんの産地持続のために

兵庫県小野市は国内最大のそろばんの産地である。昭和35年のピーク時には、国内で年間360万丁が製造・販売されていたが、電卓・パソコンの普及に伴い生産量が減少している。最近は、計算機器ではなく子どもの知育教育機器として世界的に評価が高まっている他、高齢者の認知機能強化の効果にも関心が高まっている。

産地の現状として、播州そろばんは、①ひご(桁)、②玉、③玉仕上、④組立の4工程に製造工程が分業されており、高齢化が著しく危機的な状況にある。平成26年度から若手後継者育成に取り組んできた結果、組立に関しては20~40歳で4名の職人を確保し、育成を行っている。しかし、他の工程に関しては、そろばんの生産数の減少に伴い、分業体制を維持したままでの後継者育成が困難な状況にある。

地場産業としての産地持続のためには、サプライチェーンを集約したそろばんの一貫生産体制の構築が必須である。大がかりな産地の構造転換に向けて、業界全体が一丸となった取り組みが急務である。

#### 2 「そろばん工房館」の具体案策定

そろばんの一貫生産体制を確立し、そろばん以外の収入確保策も実現するため、工場・販売・観光体験を集約した「そろばん工房館」の建設及び活用方策を検討した。

#### (1)一貫生産体制の確立に向けた産地調査

分業体制で製造される播州そろばんについて、産地内の事業所へ訪問調査を実施した。各工程の現状を正確に把握した上で意見交換し、「そろばん工房館」の設置に向けて産地の意識統一を行った。



#### (2)「そろばん工房館」のビジョン作成



[組織概要]

「そろばん工房館」の安定した運営のためには、ものづくり体験や観光、そろばんから派生した新商品などの開発が不可欠である。マーケティングの専門家や、建築設計の専門家からアドバイスを受けながら、産地ミーティングを実施した。計6回のミーティングを重ね、「そろばん工房館」具体化への方向性を定め、事業計画や収支計画の具体案を策定した。

#### 図 産地の持続と、海外展開に向けて

「そろばん工房館」のビジョンを作成したことで、実現に向けて 今後の議論がより具体化していくことだろう。引き続き、産地の 事業者や行政、観光事業者、珠算団体などと連携しながら工房館 の建設及び安定した運営体制を目指したい。

また、そろばんは、子どもの知育教育機器として海外でも認知度が高まっている。そろばん学習は、今では世界の約120カ国で行われており、今後も更なる拡大が期待される。「そろばん工房館」を拠点とした一貫生産体制を確立できれば、珠算イベント等を通じて積極的に海外展開も図っていきたい。



カルガリー(カナダ)でのそろばん組立体験

# 組合名(グループ名)播州算盤工芸品協同組合住所兵庫県小野市本町600番地ホームページhttp://banshusoroban.com/TEL0794-62-2108

#### 〈担当:情報企画課 佐藤〉

#### テーマ ニオブの表面処理技術の確立及びその製品開発研究

#### **■** ニオブの特性を活かした製品等の開発をめざす

「ニオブ」は遷移元素に分類されるレアメタルである。昔からコンデンサーや磁石として、あるいは金属への添加元素として利用されてきた。最近では次世代の直線型衝突加速器(国際リニアコライダー:ILC)での利用研究が進んでいるが、未だ一般には知られていない金属である。

当研究会は、ILCに使用されるニオブの加工技術の高度化に取り組む中で、ニオブが「金属アレルギー」を起こしにくい材料であることや、多くの色を発色させることができることなど多くの可能性を知ることになった。このことから、ILC向けの加工技術を基に、新たな用途とそれに対応した加工技術の開発に取り組んでいる。

#### 2 難しいとされるニオブの加工に道筋

ニオブは、他の高融点の金属と同様に難削材の1つと考えられている。ニオブの特性に着目し、製品づくりに利活用しようとしても、その難削性が障害となるため研究会で加工事例を作る必要があった。また、ある程度複雑なデザインが可能な発色の組み合わせができるかどうか、実際に電解研磨や陽極酸化による表面処理を行うことも同様であった。

そこで、今回は日本伝統的な文化を表現し、高度で多様な技術の投入が必要となった「ボンボニエール」の設計から試作に取り組んだ。幾度の検討会を経て、ニオブに対するプレス、切削加工などは、想定通りの試作活動ができた。表面処理の内、発色については一部が想定通りできないなどの課題は残ったが、ニオブの加工可能性は大きく広げることができた。

展示会等での試作品の求評の活動は、感染症の流行を受け思うように進まなかったが、研究会メンバーが唯一参加できた県内の展示会では、複数の引き合いがあった。

#### **図** 多くの人たちと世の中にニオブの製品を提案していきたい

今回取組みのボンボニエールの試作など、ニオブの試作加工ができる工場は、ILCの加工に関わった研究会メンバーなどごく限られているのが現状である。

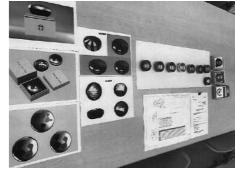
今後は、美しく色づく輝き、優れた耐性、アレルギーフリーなど、他の金属にない可能性が潜んでいるニオブを多くの方に知ってもらうために、様々な身近な製品や貴金属製品を試作し、世の中に存在を知らしめていきたいと考えてる。将来的には培った加工技術を工業用や医療用などにも適用し、「ニオブの加工」という新たな市場形成を担い、多くの人たちとともに引き続き多様な可能性を秘めたニオブで製品を作り、世の中に提案していきたい。



研磨したニオブ



検討会



表面処理したニオブ

#### [組織概要]

組合名(グループ名)	ニオブ製品の開発と加工研究会	
住 所	兵庫県姫路市白浜町宇佐崎南1丁目29番地 マルイ鍍金工業(株)姫路工場内	
ホームページ	https://niobium.jp/ ◆当研究会では会員を募集しています。 ご関心のある方は、ホームページからお気軽にお問合せください。	
TEL 079-246-1124		

〈担当:情報企画課 尾崎〉

中央会事業

神田晴音

会長の開会挨拶

# 中央会事業

令和3年度 通常総会を開催しました

新役員挨拶

〈担当:情報企画課 阿部〉

兵庫県中小企業青年中央会(Hyogo-UBA)が

兵庫県中小企業青年中央会(会長 稗田晴彦)は、5月18日にANAクラウンプラザ

ホテルにて【Hyogo-UBA令和3年度第39回通常総会】を開催しました。本年度の通

常総会はポストコロナに対応した活動指針のもと、Hyogo-UBAでは初となるオン

第1部の通常総会では、全ての議案について原案通り可決され、第2部の講演会

では、クリエイティブディレクター、映像・テレビプロデューサーの木村博史氏

をお呼びして「プロの映像演出家が教えるメディアマーケティング成功法~動画活

本年度につきましても、引き続き新型コロナウイルス感染拡大防止の観点

から懇親会は実施しませんでしたが、会場出席41名、オンライン出席25名、 計66名と多くの会員メンバーの皆様にご出席いただき、総会としてはコロナ

ライン出席に対応したハイブリッド形式にて開催しました。

用とSNS連携で切り開くコロナ時代のビジネス戦略~ |を

テーマに中小企業が採用や商品PRにおけるSNSの活用法

についてご講演いただきました。総会の締めくくりには稗

田会長より令和2年度メンバーシップビジネス実績の報告

(597,722,232円/6,570件)、本年度より新たに就任す

る新役員及び退任となる役員の紹介等も会場出席とオンラ

イン出席を中継しながら滞りなく実施することができました。

## 令和3年度 「中小企業情報発信力強化支援業」

## プレスリリースセミナーを開催しました!

5月12日、広報の専門家の大谷芳弘氏を講師に迎え、今年で5回目となる「プレスリリースセミ ナー | を開催しました。セミナーではコロナ禍において自社の新商品・新サービスをSNSやホーム

ページ、マスコミへ情報発信することで売上増加を目指 すための広報の基礎知識、プレスリリースの作成・発信 方法について具体例を交えながらご教授いただきました。 また、昨年実施した「第4回新商品・新サービス合同記者 発表会」の参加者にもオンラインにてご登壇いただき、合 同記者発表後にメディアに取り上げられたことで得た反 響やその後の取組みについてお話しいただきました。

例年と違い緊急事態宣言が発令されているため急遽オ ンラインでの開催となりましたが、多数の方にご参加い ただき、盛況のうちに終了しました。



ライブ配信中の講師の大谷氏

## 「第5回 新商品・新サービス合同記者発表会」のご案内

# 第4回新商品・新サービス合同記者発表会

#### 【開催日時】令和3年6月29日(火) 14時~ 【視聴方法】YouTubeでのライブ配信

※URL等は後日中央会ホームページにて お知らせします。

今回は、プレスリリースセミナー を受講いただいた団体・企業の中か ら8社が参加します。現在、各社が 記者発表会本番に向けてプレスリ リースを鋭意作成中です。是非とも ご視聴の程よろしくお願いします。



昨年の合同記者発表会の様子

団体・企業名	新商品・新サービス	
四件、正未石		
有限会社三七十	夏旅☆ファミリーで 1 泊 3 食 (日本海目の前で BBQ)   スラケス 空間体験 to OV   1	
	×夏休み宿題体験も OK !	
NPO 法人 cambio	ジビエ キャットフード 無添加シニア犬フード	
こがね味噌株式会社	カスタムメイド「Only 椀」の通販システム	
株式会社三ツ森	シン・炭酸煎餅プロジェクト	
14		
株式会社関西工事	ワンちゃん猫ちゃん 健康マット悦	
アルファーテック株式会社	光で固まる「プレキュアレジン」	
プルファーナック休式去社	九と回よる「ブレキュアレック」	
うみそらカフェ	クレープの自動販売機	
	ノレ <sup>—</sup> ノの日	
##合計 line #ロン/	女性専用アピアランス専門サロン開業	
株式会社 Jina サロン	女性等用がにが ノノ人等门サロノ用耒 	

〈担当:情報企画課 中橋〉

(敬称略・順不同)

# で風格を纏う

●●● 堀川氏と坂本氏のトークセッション ●●●

# 令和3年度「起業支援連携強化事業」

禍以前に引けを取らない盛況のうちに終えることができました。

# クラウドファンディングを成功させるための セミナーを開催しました!



●●● 菊地氏による事業の説明 ●●●

935,000

コロナ禍における消費者の購買行動の変 化に対応するため、自社ブランド商品を開 発し、WEB販売を目指す中小企業が増えて います。その一方で、共通の悩みとして、 新ブランドの集客力不足が挙げられます。 5月21日、国内最大級のクラウドファン ディングサイト『Makuake』を活用した新 事業開発をテーマにセミナーを開催しまし た。

(株)マクアケ 地方事業部長 菊地凌輔氏 が、Makuakeの基本的な仕組みを解説。 さらにセミナーでは、当会が昨年度クラウ ドファンディング挑戦を支援した坂本商店 坂本悠氏とWEBマーケティングの専門家 堀川雄一氏とのトークセッションを実施。 Makuakeの情報拡散力の活用法やクラウ ドファンディング実施後の新事業開発の進 め方など、事例を基に解説しました。

〈担当:情報企画課 佐藤〉

ポ

# 月刊中央会才-

# 情報レポー

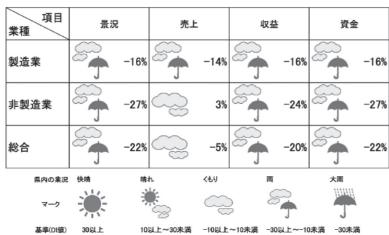
県内中小企業は景気回復の傾向にあるが、感染症流行の再拡大が重しとなり、先行き が不透明な状況が続いている。

内閣府が5月12日に公表した3月の景気 動向指数の速報値は、景気の現状を示す一致 指数が2か月ぶりに改善した。一致指数の推 移を機械的に当てはめる基調判断は「改善を 示している」で上方修正した。

一方、4月の県内中小企業は、主に製造業 を中心とした企業間取引の持ち直しを受け、 全体の各指標は一昨年の同月比の水準にまで 改善した。しかし、新型コロナウイルス感染 症の流行を受けた国内での営業自粛や購買行 動の変化により、個人向け製品を取り扱う一 部業界の不振は深刻化している。

前月比では各指標が悪化したほか、感染症 流行の動向や、原材料や部品調達の不安の声 もあり、県内中小企業の景気回復には依然と して懸念が残る。

#### 業種別景況天気図(前年同月比) 令和3年4月(5月集計)分



## ●● 業界の声●●

#### 製造業 🚃

取引先の状況は悪化傾向である。傘下の組合員は仕込 量減産が続き、令和2年度の契約加工用米が使いきれず、 在庫を抱えてしまっている。

#### 

受注数量は新型コロナウイルスの影響もあり、大きく 落ち込んだ状態が続いている。緊急事態宣言の発令、延 長により、思うような営業活動ができていない状況であ る。

#### 

外材・内地材を問わず、合板なども品不足である。供給 が全く追いついておらず、仕事の受注があっても材料が 揃わず、仕事を断らなければならない状況である。値段も うなぎ登りの状態で、今まで経験したことがない非常に 危機的な状況である。

#### 

緊急事態宣言が発出され、小売店の稼ぎ時であるGW に外出自粛が要請され、メーカーにも大きな影響が出て きている。

#### 

先行きの不透明感から設備更新を見合わせる、この状 況を静観すると言った状況が見受けられる。昨年4月の 落ち込みまでは行かないものの安定した受注が見込めな い状況が続いている。

#### 

外で活動できる単車等の需要があり、海外も含め好調 な販売に支えられている。但し、半導体や樹脂の調達が 逼迫しており、生産ダウンは免れない状況。先行きは不 透明な状況である。ガスタービンは当月増加したが、新 型コロナウイルス感染拡大の影響で、短期的な設備投資 の見直しがあり、先行きは不透明。ロボットは中国市場や 半導体向けが堅調に推移。

#### 非製造業 -----

昨年の4月の緊急事態宣言下より若干売上が増加して いるが、一昨年と比しては大きく落ち込んでいる。現在の 緊急事態宣言では多くの取引先が休業しており影響は大 きい。

#### 

コロナ禍の影響で営業活動ができないのには困ってい る。空気清浄機やサーキュレーターなどは引き合いが多 いが、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ、クリーナーなどは壊 れないと買い替えされないようだ。

#### 

昨年と比較すると、営業活動も順調であり、イベントも 順調に実施できた。全体的な状況は、決して楽観視はで きないが昨年と比較すると改善されている。第3回目の 緊急事態宣言が発令されて以降は、臨時休業は飲食店が 数店舗のみ。大半の店舗は時短により営業を続けている。 弊組合が運営するイベント関係は中止。

#### 

新型コロナウイルスによる飲食店の時短営業により、 平日の人出は少ない。土日祝においても、自粛により人出 は少ないが、組合が運営する駐車場は、比較的に満杯に なっている。車で商店街に赴き、必要な買い物をまとめて 済ませて、早々に帰宅するお客様の様子も伺える。

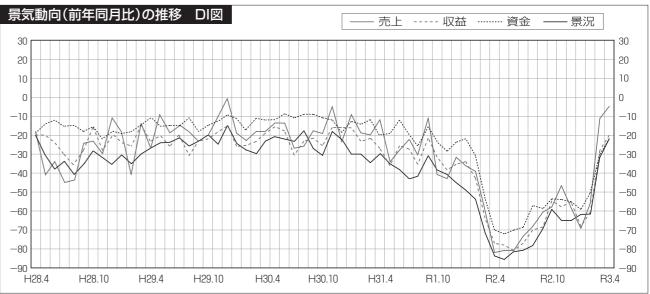
#### 

自動車整備事業のみに限って言えば、継続事業の対 象業種でありコロナ禍に於いても日常生活にクルマの車 検・点検は必要不可欠でありあまり影響を受けない業種

#### 

事業所により格差有り。コロナ禍の影響等で仕事量が 減少している。加えて、人材が不足している。

# 月刊中央会才-



#### DIとは?

ディフュージョン・インデックス(Diffusion Index)の略で、景気が「上向き」か「下向き」かという、 景気の方向性を示す指数。DI 値は、調査対象組合に「好転」「不変」「悪化」というような選択肢の質問 を行い、「好転」の回答構成比から「悪化」の回答構成比を差し引いて算出している。

◇ DI 値=(「増加」・「好転」した組合数-「減少」・「悪化」した組合数)÷回答組合数× 100

# |住|民|税|の|納|税|に|つ



個人住民税は、県民税と市町民税をあわせて市町が課税し、徴収する税です。給与所得者 と65歳以上の年金受給者は、給与や年金から特別徴収され、それ以外の方は、市町から送付 される納税通知書により、原則として年4回に分けて納めていただきます。

給与所得者等以外の方の第1期分の納期限は6月30日(水)(市町により納期限が異なる 場合があります。)ですので、最寄りの銀行などの金融機関でお納めください。

※お問い合せはお住まいの市(区)役所、町役場まで

東日本大震災の教訓を踏まえた防災施策の実施に伴い、令和5年度までの個人住民税の均等割の 税率が年額1.000円(県民税500円、市町民税500円)引き上げられています。また、県民税均 等割のうち800円は緑の整備のための「県民緑税」です。

兵庫県・市町

#### 信用保証のご案内

#### 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の皆さまへ

当協会では、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている中小企業・小規模事業者の皆さまに対して、経営相談窓口を設置し、各種保証制度等により、経 営支援、資金繰り支援を行っています。

危機関連保証
危機関連保証の認定を受けられた事業者の方は、一般保証およびセーフティネット保証とはさらに別枠となる責任共有対象外保証が利用可能となります。 セーフティネット保証4号 セーフティネット保証4号の認定を受けられた事業者の方は、一般保証と別枠の責任共有対象外保証が利用可能となります。

セーフティネット保証5号 セーフティネット保証5号の認定を受けられた事業者の方は、一般保証と別枠の責任共有対象保証が利用可能となります。

#### 【令和3年4月から以下の保証制度の取扱いを開始しました】

- ① 全国統一保証「伴走支援型特別保証制度」 ① 全国統一保証「伴走支援型特別保証制度」 両制度は、経営行動計画策定等の要件を満たした場合、当初保証料の一部補助を受けることが可能です。

上記は、概要のため、詳細は当協会HPをご覧いただくか、各事務所・支所にお問い合わせください。

HPはこちらから☞





神戸市中央区浪花町62番地の1 TEL.078-393-3900(代表)



お知

らせ

コラム



#### 中小企業のための

法務レポート

## 定時株主総会を開催しましょう!

弁護士法人神戸シティ法律事務所 弁護士 高橋 弘毅

#### 開催時期の到来

3月決算の企業において、定時株主総会の開催時 期が到来しました。

定時株主総会は、株主全員が書面又は電子メール 等の電磁的方法により議案すべてに同意し、取締役 が通知した株主総会への報告事項すべての報告省略 にも同意した場合を除き、毎事業年度の終了後一定 の時期に開催する必要があり、そこでは、貸借対照 表、損益計算書等の計算書類の承認を受け、事業報 告を行うほか、定款に定めがない場合の役員報酬の 決定(1度決定した報酬を変更する場合)や役員の選 任・解任などを行うことになります。

時折、株主総会議事録は存在するも、実際は株主 総会を開催していない中小企業に出会うことがあり ますが、役員は、株主総会において役員報酬が決定 されていなければ報酬を返還しなければならず(最 高裁平成15年2月21日判決)、任期満了時に改選さ れていなければ、役員を退任していることになりま す。分かりやすいところを例に挙げましたが、リス クはそれらに止まりません。

定時株主総会を開催しない選択をすることは悪手 です。

#### ハイブリッド型バーチャル株主総会

定時株主総会の開催については、昨年、「三密」を 避けるための方法として注目されたハイブリッド 型バーチャル株主総会も有力な選択肢となります。 仰々しいネーミングですが、リアル出席とオンライ ン出席を共に可とする株主総会のことです。

Zoom等のWeb会議システムを利用して、オンラ インで商談、打合せ等を行うことは日常的なことに なりましたが、株主総会も、リアル出席ができる会 場の設定は必要であるものの(法改正により、上場 会社では会場の設定も不要となる見込みです)、会 場と株主との間で双方向、かつ即時に情報が伝わる 環境を整えれば、オンライン併用で開催することが できます。

株主が比較的少数であれば、インターネット環境 と有料版のZoomをダウンロードしたPCを用意さえ すれば(できれば大画面モニターも)問題なく開催す ることができるため、中小企業だからこそとること ができる方法です。

#### 株主総会資料の電子提供制度

最後に、関連する法改正の情報です。

定時株主総会を開催するためには、原則として株 主に招集通知を発する必要があり、取締役会設置会 社の場合は計算書類と事業報告を、書面や電磁的方 法による議決権行使を認める場合は株主総会参考資 料等を招集通知にそれぞれ添付する必要があります。 これが令和1年12月の会社法改正により、定款に定 めた上で、株主総会の日の3週間前の日からWeb サイト上でそれらの資料等を提供すれば、招集通知 には添付せず、当該WebサイトのURLやログイン パスワードを記載すれば良いこととなりました。

この制度が始まるのは令和4年度中の予定であり、 まだ先のことですが、中小企業でも、株主数によっ ては、あるいはペーパーレス推進の観点から利用す る可能性があるため、ご紹介します。

※昨年のブログ記事ですが、当事務所ホー ムページにて、ハイブリッド型バーチャ ル株主総会についてまとめておりますの で、QRコードを読み取り、ぜひご覧く ださい。



高橋 弘毅

弁護十法人神戸シティ法律事務所 弁護士 高橋 弘毅 (パートナー弁護士)

【経 歴】

平成18年3月 京都大学法学部卒業

平成19年9月 兵庫県弁護士会登録 平成19年9月 弁護士法人神戸シティ

法律事務所勤務

平成26年 4月 弁護十法人神戸シティ法律事務所 計員弁護士 【公職·所属団体等】

全国倒産処理弁護士ネットワーク

経営法曹会議会員

兵庫県経営者協会 経営法曹会会員

【講演・セミナー実績】

メンタルヘルス不調者に対する実務対応(企業向け) ハラスメント・メンタルヘルスへの具体的対応策(企業向け) 労働者派遣法改正のポイント・実務対応(企業向け) 有期労働契約の無期転換に備えて(社会保険労務士会研修)

同一労働·同一賃金(兵庫県経営者協会) ほか多数

【ホームページ】

https://www.kobecity-lawoffice.com/



# 組合の押印を求める行政手続等の一部が見直されました

このたび、行政手続における押印の見直しを図るため、中小企業組合が行政庁に対して提出する「中小企業等協同組合法 施行規則」「中小企業団体の組織に関する法律施行規則」及び「公正取引委員会規則」において押印を求められていた申請 書(定款変更認可申請書等)や届出書(決算関係書類提出書、役員変更届出書等)の各様式については代表者等の押印が 不要な形式に改正されました。

#### よくあるお問い合わせ

Q1. 今回の押印見直しの趣旨は何ですか。

**▲1.** 行政手続における国民の負担を軽減し、国民の利便性を図ることを目的に、令和2年7月に閣議決定された「規制改革実 施計画 |において、「原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、令和2年内に、規制改革推進会 議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」とされたことを受けた 見直しです。今後、申請手続のオンライン化を促進し、受付業務やその先につながる業務フローのデジタル化、それによる行政 サービスの向上へとつなげる端緒となることが期待されています。

**Q2.** 引き続き押印や署名が必要な手続は何ですか。

**A2.** 法令で押印又は署名を求めているもののうち、今回の改正の対象から外れているものについては、引き続き押印又は署 名が必要になります。具体的には、以下が挙げられます。

- ●理事会に出席した理事及び監事の議事録への署名又は記名押印(中小企業等協同組合法第36条の7第1項)
- ●組合員の連署による役員の改選請求(中小企業等協同組合法第42条第1項、第42条第8項で準用する第48条)

※組合によっては、定款に定めがある手続は引き続き拘束力をもちます。

※行政手続以外の手続については、今回の改正によって直接の影響はありません。

従来の押印による組合の手続を見直す場合、押印に代わって本人性の確認及び真正性の確保が可能となるような代替する手段を講じてください。 《本人性・真正性を確認する方法例》

- ・本人であることがわかる書類の提出
- ・書類が真正に作成されたものであることやその内容が真正であることを証明する書類の添付
- · 文書や契約の成立過程(メールやSNS 上のやり取り)の提出
- ・書面に記名がある本人に電話をかけて確認

Q3. 登記に関してはどのような扱いになりますか。

**A3.** 法務省より、令和3年1月29日民商第10号通達「会社法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に 関する法律の施行に伴う商業・法人登記事務の取扱いについて | において示された中小企業組合の手続きに関連する主な押 印の取扱いは以下のとおりです。また、令和3年2月15日から、登記申請を「オンライン」で行う場合の法人設立にあたっての印 鑑登録が不要になりました。ただし、登記申請を「書面」で行う場合には、申請書に登記所に提出している印鑑を押印する 必要があるため、従来どおり印鑑を提出する必要がありますのでご留意ください。

●商業・法人登記(中小企業等協同組合法第103条において準用)

商業・法人登記手続きに関しては、法令に登記所届出印の押印又は押印した印鑑につき市町村長の作成した証明書の 添付を求める規定が置かれているもの(申請書並びに商登規第61条第4項、第6項及び第8項の書面)については、法 人等の信用維持、取引の安全と円滑を確保するために厳格な本人確認が必要であること、添付書類においても代表 権を有する者の選定という重要事項の変更を証する書面の真正を担保が必要であることから、押印を存続する。

●定款、理事会議事録等(取締役会から理事会に読替後)

定款、理事会議事録等の法令の規定により押印又は印鑑証明書の添付を要する書面については、引き続き、押印を要 する。なお、ある理事の一致があったことを証する書面については、理事会議事録に準ずるものとして、引き続き、署名又は記 名押印を要するものとする。

●押印の有無について審査を要しないもの

法令上、押印又は印鑑証明書の添付を要する旨の規定がない書面については、押印の有無について審査を要しないものと する。また、商登規第49条第2項又は第61条 第7項の謄本については、押印の有無について審査を要しないものとする。

●訂正印

申請書その他の登記に関する書面につき文字の訂正、加入又は削除をしたときにする訂正印(商登規第48条第3項)等、法 会上の根拠があるものを除き、その有無について審査を要しないものとする。

●契印

申請書への契印(商登規第35条第3項)等、法令上の根拠があるものを除き、契印の有無について審査を要しないものとする。 <様式リンク集>

- ■「中小企業等協同組合法」「中小企業団体の組織に関する法律」に定める各種申請様式集(中小企業庁 令和2年12月28日) https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shinpou/kumiai\_sien.htm
- ■事業協同組合 商業・法人登記の主な申請書様式集(法務局 令和3年2月15 日)

http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE 11-1.html#anchor6-1

お知らせ

# バーチャルオンリー型組合総会/理事会の 開催が可能になりました!

#### 中小企業組合におけるバーチャルオンリー総会/理事会を 実施するための定款変更に関する留意事項について

総会及び理事会のいずれについても、中小企業等協同組合法施行規 則、中小企業団体の組織に関する法律施行規則、商店街振興組合法施 行規則及び技術研究組合法施行規則(以下併せて「省令」という。)にお いて、議事録に開催「場所」を記載することが求められていたため、従 来、バーチャルオンリー型組合総会(注1)及びバーチャルオンリー型理



事会(注2)を開催することはできませんでした。(ハイブリッド型バーチャル組合総会(注3)及びハイブリッド型 バーチャル理事会<sup>(注4)</sup>は従前から開催可能。)

新型コロナウイルスの感染拡大が長期化する中で、三密回避となる新たな総会や理事会の開催方法を確立 するとともに、組合と組合員の対話の活性化や組合のコスト低減を実現するため、バーチャルオンリー型組 合総会及びバーチャルオンリー型理事会を開催できるよう省令が改正されました。

多くの組合は、定款に「場所」に関する規定を置いています。バーチャルオンリー型組合総会を開催するた めには、当該定款を変更する必要があります。『中小企業組合定款参考例』(平成27年10月 全国中小企業 団体中央会)における事業協同組合の定款例に基づく、変更例は次のとおりです。

また、次回総会でバーチャルオンリー組合総会を開催する場合、定款変更以外にも、総会規約や選挙規約 等の諸規定の整備を要する可能性があることから、関連諸規定の確認を行い、改定を行うべき規定があった 場合には所要の議論も必要となります。その他、システム環境の整備、通信障害の防止に向けた合理的な対 応策、総会にバーチャル出席した組合員の本人確認の方法等の総会の運営方法についても組合内で検討する 必要があります。

経済産業省は、法的・実務的に最低限留意すべき事項や、法的・実務的な論点に対する具体的対応策を示 した『バーチャル組合総会/理事会開催に関する実務指針』を策定しました。なお、『実務指針』は経済産業省 のホームページからダウンロードできるようになっております。

#### バーチャル組合総会 改正



- (注1) 物理的な場所を定めることなく、理事や組合員等が、インターネット等の手段を用いて、総会に法律上の「出席」をする総会
- (注2) 物理的な場所を定めることなく、理事等が、インターネット等の手段を用いて、理事会に法律上の「出席」をする理事会
- (注3) 物理的な場所を定めるとともに、当該場所に在所しない理事や組合員等が、インターネット等の手段を用いて、総会に法律上の「出 席」をすることができる総会
- (注4) 物理的な場所を定めるとともに、当該場所に在所しない理事等が、インターネット等の手段を用いて、理事会に法律上の「出席」 をすることができる理事会

# 新型定期預金 マイハーペスト

高めの金利設定(当金庫内比較)

1年、2年、3年から期間が選べる

お預け入れは50万円から





【参考】事業協同組合の例(『バーチャル組合総会/理事会開催に関する実務指針』p24,p26)

	新	旧
総会招集の手続き	第41条 総会の招集は、会日の10日前までに 到達するように、会議の目的となる事項及びその内容並びに日時及び場所(当該総会の場所を 定める場合に限り、当該場所に存しない組合員 が当該総会に出席する方法を含む。)又は開催 の方法(当該総会の場所を定めない場合に限り、 組合員が当該総会に出席するために必要な事項 を含む。) を記載した書面を各組合員に発して するものとする。また、通常総会の招集に際し ては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告 を併せて提供するものとする。 2~7 (略)	第41条 総会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的となる事項及びその内容並びに日時及び <b>場所</b> を記載した書面を各組合員に発してするものとする。また、通常総会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。
総会の議事録	第 48 条 (略) 2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1)(略) (2)開催日時及び場所(総会の場所を定めた場合に限る。)又は開催の方法(総会の場所を定めなかった場合に限る。) (3)~(11)(略)	<ul> <li>第48条 (略)</li> <li>2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。</li> <li>(1)(略)</li> <li>(2)開催日時及び場所</li> </ul> (3)~(11)(略)
理事会の議長及び議事録	第53条 (略) 2 (略) 3 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。 (1)(略) (2)開催日時及び場所(理事会の場所を定めた場合に限る。)又は開催の方法(理事会の場所を定めなかった場合に限る。) (3)~(13)(略) 4 (略)	第53条 (略) 2 (略) 3 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。 (1)(略) (2)開催日時及び <u>場所</u> (3) ~ (13)(略) 4 (略)

#### 《定款変更の手順》

- ①理事会招集
- ②理事会での通常総会又は臨時総会上程議案の審議
- ③通常総会又は臨時総会招集通知の発出
- ④ 通常総会又は臨時総会での議決
- ※定款変更は「特別議決」であるため、総組合員の半 ◇総会議事録 数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数 ※所管行政庁に必要書類を2部提出 による議決が必要
- ⑤定款変更の認可申請(組合→所管行政庁)
- ⑥認可書を交付(所管行政庁→組合)

※認可書が組合に到着したときから効力が発生

#### 《定款変更認可申請に必要な書類》

- ◇中小企業等協同組合定款変更認可申請書
- ◇定款変更理由書
- ◇定款中の変更しようとする箇所を記載した書面 (定款変更条文新旧対照表)

- ※袋とじ不要
- ※事業計画または収支予算に係るものであるときは、 定款変更後の事業計画書、収支予算書の添付が必要